

# 14メートル津波情報に懐疑的

## 東電原発公判 勝俣元会長、重要視せず

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死



勝俣恒久元会長

傷害で強制起訴された旧経営陣二人の第三十三回公判が三十日、東京地裁（永渕健一裁判長）で開かれた。勝俣恒久元会長（左）は被告人質問で、事故前に高さ一四層程度の津波の可能性があるとの情報があったが「懐疑的に聞こえた」と述べ、重要視しなかったと明らかにした。

また、二〇〇九年二月に開かれた社内会議で、当時原子力設備管理部長だった吉田昌郎氏（元第一原発所長、故人）が「一四層程度の津波が来る可能性があるという人もいる、と発言した」と説明。しかし「非常に懐疑的に聞こえた。根拠となる資料は全く見せられなかった」という。

原発の安全対策については「国の規制基準をクリアしていた。安全に関する支出を惜しんだことはなかった」と明言した一方、「担当の原子力・立地本部が適切にやってくれると思ってた」と説明。部下だった武黒一郎元副社長（左）や武

藤元副社長（右）に任せていたとの認識を示した。自身の職務に関しては「東電の業務範囲は広く、全てを直接把握するのは不可能に近い」とし、会長には津波対策を含めた業務の執行権限がなかったと強調した。

東電は〇八年三月、国の地震予測を基に最大一五・七メートルの津波が原発を襲うとの試算結果を子会社から得ており、この試算に対する上層部の認識が公判の焦点になっている。

勝俣元会長は「福島県に大津波は来ないと聞いていた。問題意識はなかった。どんな方策を取れば防げたか分からない」と過失を否定。「道義的責任はあると考えている」と話した。

指定弁護士は昨年三月に裁判官による事故現場周辺の検証を請求していたが、永渕裁判長は三十日、必要性がないとして却下した。